

令和8(2026)年度

精神保健指定医研修会

(更新される先生方へのご案内・受講申込書)

※ お問い合わせは、受講申込先の団体をお願いします

【公益社団法人 日本精神科病院協会 開催分】

〒108-8554 東京都港区芝浦3-15-14

TEL 03-5232-3311(代表) FAX 03-5232-3315

回数	開催日	会場
第163回 (東京)	令和8(2026)年 7月22日(水)	京王プラザホテル 〒160-8330 東京都新宿区西新宿2-2-1 TEL 03-3344-0111
第164回 (大阪)	令和8(2026)年10月9日(金)	シェラトン都ホテル大阪 〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町6-1-55 TEL 06-6773-1111
第165回 (福岡)	令和8(2026)年11月30日(月)	ホテルオークラ福岡 〒812-0027 福岡県福岡市博多区下川端町3-2 TEL 092-262-1111
第166回 (東京)	令和9(2027)年 2月 2日(火)	ロイヤルパークホテル 〒103-8520 東京都中央区日本橋蛸殻町2-1-1 TEL 03-3667-1111

【公益社団法人 全国自治体病院協議会 開催分】

〒102-8556 東京都千代田区平河町2-7-5

砂防会館本館7階

TEL 03-3261-8567(研修部) FAX 03-3261-1845

回数	開催日	会場
第79回 (東京)	令和8(2026)年 10月23日(金)	AP日本橋 (メイン会場/サテライト会場) 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-6-2 TEL 03-3273-3109
第80回 (大阪)	令和8(2026)年 11月27日(金)	梅田クリスタルホール 〒530-0015 大阪府大阪市北区中崎西2-4-12 TEL 06-6373-9981
第81回 (大阪)	令和9(2027)年 1月22日(金)	梅田クリスタルホール 〒530-0015 大阪府大阪市北区中崎西2-4-12 TEL 06-6373-9981

【一般社団法人 日本総合病院精神医学会 開催分】

〒113-0033 東京都文京区本郷3-18-1

TEL/FAX 03-5805-3720

回数	開催日	会場
第39回 (東京)	令和8(2026)年 8月30日(日)	ビジョンセンターグランデ 東京浜松町 (メイン会場/サテライト会場) 〒105-0012 東京都港区芝大門1-13-9 UD芝大門ビル TEL 03-6262-3553
第40回 (東京)	令和9(2027)年 1月24日(日)	ビジョンセンターグランデ 東京浜松町 (メイン会場/サテライト会場) 〒105-0012 東京都港区芝大門1-13-9 UD芝大門ビル TEL 03-6262-3553

主催 (厚生労働大臣登録研修機関)

公益社団法人 日本精神科病院協会

公益社団法人 全国自治体病院協議会

一般社団法人 日本総合病院精神医学会

協力

公益社団法人 日本医師会

目 次

ごあいさつ

令和 8(2026)年度 精神保健指定医研修会の実施について 1

実 施 要 領

1. 開催日及び会場・定員.....	2
2. 申 込 方 法.....	3
3. 受 講 対 象 者.....	4
4. 受 講 料.....	4
5. 申込みの変更・取り消し・キャンセル料について.....	4
6. 受講後の厚生労働大臣への届出.....	4
7. 当日持参するもの.....	5
8. 未受講者・受講中断者の取り扱い.....	5
9. 指定医証の変更・紛失届け等について.....	5
10. そ の 他.....	6
研修会日程・会場案内図等（日本精神科病院協会開催分）.....	10
研修会日程・会場案内図等（全国自治体病院協議会開催分）.....	18
研修会日程・会場案内図等（日本総合病院精神医学会開催分）.....	24
精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領.....	28
別紙様式 1（更新、記載事項変更、住所地変更）.....	32
別紙様式 2（受講の延期及び指定医証の有効期限延長）.....	33
別紙様式 3（再交付）.....	34
別紙様式 4（辞退）.....	35
別紙様式 5（死亡）.....	36
別紙様式 6（取消・停止）.....	37
精神保健指定医（旧精神衛生鑑定医）の研修受講年度一覧.....	38
精神保健指定医（旧精神衛生鑑定医）の年度別指定医番号一覧.....	39
各都道府県・政令指定都市精神保健福祉担当課一覧.....	40

※令和 4(2022)年 4 月 1 日付で更新等に係る事務取扱要領が一部改正され、各種様式、写真のサイズ等が変更となりました。厚労省ホームページより必ずご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/seishinhokenshiteii.html>

ご あ い さ つ

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（いわゆる精神保健福祉法）は、昭和 25 年に精神衛生法という題名で制定され、昭和 62 年の法改正で精神保健法へと題名が変更された経緯がありますが、精神保健指定医制度は、その昭和 62 年法改正の際に創設されました。

精神保健指定医制度は、厚生労働大臣に精神保健指定医として指定された医師が、措置入院及び医療保護入院の必要性や行動制限の判定等を担う制度ですが、精神保健指定医に指定された医師には、5 年度ごとの本研修の受講が義務づけられています。これは、精神医学の進歩や精神障害者の人権擁護に関する制度の変化、精神保健福祉・精神科医療を取り巻く状況の変化に対応して、精神保健指定医には、適正な精神科医療の知識と患者の人権に対する配慮を十分に備えていることが必要であるためです。

精神保健指定医の資格要件や職務等は、その時々課題に対処していくため、見直しを重ねられてきました。平成 7 年の法改正では、精神保健法から現在の精神保健福祉法へと題名変更されるとともに、精神保健指定医は 5 年度ごとに研修を受けることが義務づけられ、研修を受けなかった場合には、その指定が失効することとなりました。平成 11 年の法改正では、医療保護入院を必要とするか否かの判定を行った場合等に診療録に記載する義務や、入院患者に対する不当な処遇があった場合に病院管理者に報告するなど処遇の改善に向けた努力義務が規定されました。平成 22 年の法改正では、精神保健指定医に対し、都道府県知事からの求めに応じて公務員として職務を行う義務等が規定されました。

平成 27 年から 28 年にかけて、精神保健指定医の指定申請に当たり自ら担当として診断、治療等に十分に関わっていなかった症例についてケースレポートを提出したとして、そのような申請を行った精神保健指定医及び申請時にこれを指導した指導医について、精神保健指定医の指定を取り消す処分が行われました。このような事例の再発防止を図り、精神保健指定医の資質を担保するため、令和 2 年度からは口頭試問の実施など審査の見直しを行いました。また、令和 7 年 7 月以降に申請者が担当を開始した症例のケースレポートを提出する場合には、法第 19 条第 1 項の研修を事前に修了している指導医による指導を求めることで、精神保健指定医のさらなる質の向上を図っております。

本研修を受講される精神保健指定医の皆様方におかれましては、引き続き、精神障害者の人権に配慮した適正な精神科医療の提供にご尽力をいただくとともに、指導医として後進の育成を担い、国民の期待と信頼に真に応えられる精神科医療の確立に向け、精神保健指定医としての役割を果たされることを切にお願いいたします。

令和 8 年 5 月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
精神・障害保健課長 海老名 英治

令和 8 (2026) 年 5 月

受 講 者 各 位

公益社団法人	日 本 精 神 科 病 院 協 会
会 長	山 崎 學
公益社団法人	全 国 自 治 体 病 院 協 議 会
会 長	望 月 泉
一般社団法人	日 本 総 合 病 院 精 神 医 学 会
理 事 長	西 村 勝 治

令和 8 (2026) 年度 精神保健指定医研修会の実施について

日本精神科病院協会及び全国自治体病院協議会並びに日本総合病院精神医学会は、厚生労働大臣の指定を受け、研修の実施団体として精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 18 条第 1 項第 4 号及び第 19 条第 1 項の規定に基づく精神保健指定医に対する研修を行っております。

つきましては、令和 8 (2026) 年度の研修会を次により開催することといたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、受講される諸先生方におかれましては、どちらの会場でも受講できますので、WEB 申込画面より所定の申込締切日までにお申込みください。

WEB 申込みが出来ない場合は、受講を希望する日程を選び、その研修会の主催団体にご連絡をお願いいたします。

実 施 要 領

1. 開催日及び会場・定員

【公益社団法人 日本精神科病院協会 開催分】

〒108-8554 東京都港区芝浦 3-15-14
TEL 03-5232-3311(代表) FAX 03-5232-3315

回 数	開 催 日	会 場	定 員
第 163 回 (東 京)	令和 8(2026)年 7 月 22 日(水)	京王プラザホテル 〒160-8330 東京都新宿区西新宿 2-2-1 TEL 03-3344-0111	300 名
第 164 回 (大 阪)	令和 8(2026)年 10 月 9 日(金)	シェラトン都ホテル大阪 〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町 6-1-55 TEL 06-6773-1111	300 名
第 165 回 (福 岡)	令和 8(2026)年 11 月 30 日(月)	ホテルオークラ福岡 〒812-0027 福岡県福岡市博多区下川端町 3-2 TEL092-262-1111	300 名
第 166 回 (東 京)	令和 9(2027)年 2 月 2 日(火)	ロイヤルパークホテル 〒103-8520 東京都中央区日本橋蛸殻町 2-1-1 TEL 03-3667-1111	300 名

【公益社団法人 全国自治体病院協議会 開催分】

〒102-8556 東京都千代田区平河町 2-7-5
砂防会館本館 7 階
TEL 03-3261-8567(研修部) FAX 03-3261-1845

回 数	開 催 日	会 場	定 員
第 79 回 (東 京)	令和 8(2026)年 10 月 23 日(金)	AP 日本橋 (メイン会場/サテライト会場) 〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-6-2 TEL 03-3273-3109	300 名
第 80 回 (大 阪)	令和 8(2026)年 11 月 27 日(金)	梅田クリスタルホール 〒530-0015 大阪府大阪市北区中崎西 2-4-12 TEL 06-6373-9981	300 名
第 81 回 (大 阪)	令和 9(2027)年 1 月 22 日(金)	梅田クリスタルホール 〒530-0015 大阪府大阪市北区中崎西 2-4-12 TEL 06-6373-9981	300 名

※サテライト会場はメイン会場からの LIVE 中継による研修となります

【一般社団法人 日本総合病院精神医学会 開催分】

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-18-1
TEL/FAX 03-5805-3720

回 数	開 催 日	会 場	定 員
第 39 回 (東 京)	令和 8(2026)年 8 月 30 日(日)	ビジョンセンターグランド東京浜松町 (メイン会場/サテライト会場) 〒105-0013 東京都港区芝大門 1-13-9 UD 芝大門ビル TEL 03-6262-3553	300 名
第 40 回 (東 京)	令和 9(2027)年 1 月 24 日(日)	ビジョンセンターグランド東京浜松町 (メイン会場/サテライト会場) 〒105-0013 東京都港区芝大門 1-13-9 UD 芝大門ビル TEL 03-6262-3553	300 名

※サテライト会場はメイン会場からの LIVE 中継による研修となります

2. 申込方法については、受講される研修団体のページもご参照ください

各団体共通項

研修会の開催状況（感染症・気候変動による交通障害の影響等）については、随時、各主催団体のホームページにてお知らせいたしますので、ご確認くださいませよう願いたします。
なお、お問い合わせは、受講申込先の主催団体をお願いいたします。
※体調が優れない方は回復するなどしたのちに、改めてのご参加をお願いいたします。

2. 申 込 方 法

各団体の WEB 申込みのシステムが統一され、研修実施三団体で申込状況が共有されることにより、重複の申込みは出来なくなりましたのでご注意ください。

【 WEB 申込画面 】 <https://www.shiteii.com/update.php>

受講申込みは、【WEB 申込画面】からの申込みとしております。

WEB 申込みが出来ない場合は、受講を希望する回の主催団体にご連絡いただき、申込書をお取り寄せください。

※ 申込書での申込みは、あくまでも WEB 環境にない方限定（ご高齢者の方優先）となります。申込書を郵送する場合は、原本を提出し、コピーを控えとして保管してください。

※WEB 申込みには、「指定医番号」と「生年月日」の入力が必要になります。

※申込みが正しく完了しますと、入力されたアドレスに「受講受付完了」のメールが自動配信されますので、内容をご確認の上、同メールを保管してください。

「受講申込受付通知書」となります。

なお、ドメイン、メール設定等の関係でメールが届かないケースがございますので、「受講受付完了」の前に表示されます「登録内容の確認画面(PDF)」を保管ください。

・申込み後の会場変更は、一度申込みを取り消ししていただく必要がございます。

・「申込取り消し忘れ」による当日ご欠席の場合も、受講料を徴収いたします。

本申込み時に提供いただいた個人情報については、本研修会の運営のためのみ利用いたします。

各主催団体のホームページからも「WEB 申込画面」に進むことが出来ます。

【日本精神科病院協会 ホームページ】

URL <https://www.nisseikyo.or.jp/education/kenshuukai/shiteii/index.php>

【全国自治体病院協議会 ホームページ】

URL <https://www.jmha.or.jp/jmha/contents/info/133>

【日本総合病院精神医学会 ホームページ】

URL http://square.umin.ac.jp/psy/jsghp2025_content01_siteii.html

3. 受講対象者

現在所持されている「指定医の証」の有効期限が「**令和 9(2027)年 3 月 31 日**」までの先生方。精神保健福祉法第 19 条第 1 項の規定に基づき、精神保健指定医が研修を受けなければならない年度が令和 8(2026)年度の精神保健指定医が対象になります。

(38・39 頁の「研修受講年度」「年度別指定医番号一覧」をご参照ください。)

4. 受講料 【令和 6(2024)年度から 200 円値上がりしました】

一名につき、24,200 円（受講料：22,000 円／消費税：2,200 円）

受講申込み受理後（研修会の概ね 1 か月前を目途）に送付する関係書類に「請求書」または「振込用紙」を同封いたしますので、関係書類が届いてからお振込みをお願いいたします。インボイス対応の請求書、領収書については受講する回の主催団体のページをご確認ください。

5. 申込みの変更・取り消しについて

＜WEB 申込みの場合＞

WEB 申込時にお送りした「受講受付完了」に記載されている URL より行えます。メールが見当たらない、またはキャンセルが出来ない場合は申込みをされた主催団体までご連絡ください。

＜申込書で申込みの場合＞

FAX またはメールにて、指定医番号、氏名、受講回（日程）を、申込みをされた主催団体までご連絡ください。

なお、研修会開催日の**8 日前（土・日・祝日含む）まで**に申込みをされた主催団体にご連絡いただき、既に受講料を振り込まれている場合は、手数料を差し引いた金額を返金させていただきます。

研修会開催日の**7 日前（土・日・祝日含む）以降のキャンセルについては、受講料の振り込みの有無にかかわらず、受講料の全額を徴収いたします**。ご欠席される場合は、早めにご連絡をお願いいたします。

6. 受講後の厚生労働大臣への届出

指定医証の厚生労働大臣への更新申請手続きは、研修会主催団体が受講者全員の分を取りまとめて代行します。また、更新申請手続き後、厚生労働大臣は、都道府県知事又は指定都市の市長を経由して、有効期限を記載した新たな指定医証を更新者に交付します。

研修会受講後、研修会主催団体及び各行政の事務手続き上、約 2～3 ヶ月を要します。

申請書類の現住所は原則住民票の住所、氏名は医師免許に記載された氏名となります。研修に関する郵便物は、各都道府県・指定都市に届け出している氏名（指定医の証に記載のもの）及び住所に送付されますので、確実に受け取れるよう、予めお手続き（転送設定等）をお願いいたします。

7. 当日持参するもの

研修会の概ね1ヶ月前を目途に送付する関係書類に同封する「封筒」に、次の①～②の必要書類を入れて受講当日受付に提出してください。なお、現在所持されている指定医証の添付は必要ありません。

① 指定医証更新申請書（別紙様式1）※受講関係書類に同封いたします。

- ・更新申請書に必要事項を記入してください。
- ・更新申請書内の精神保健指定医の証の交付年月日は、現在所持されている指定医証（有効期限が令和9年3月31日までの指定医証）に記載されている交付年月日を記入してください。

② 写 真

- ・申請6ヵ月以内に上半身脱帽・無背景で撮影された証明書用のもの1枚（縦60ミリメートル、横40ミリメートル）【令和4年4月1日通知発出】
- ・写真の裏面に撮影年月日及び氏名を記載してください。
- ・家庭用プリンター等で薄い用紙に出力した写真はご使用になれません。

③ 筆記用具

- ・忘れずにご持参ください。

8. 未受講者・受講中断者の取り扱い

本年度における受講対象者が、やむを得ない理由により令和8(2026)年度に実施されるいずれの研修会も受講することができない見込みとなったとき、又は、いずれの研修会も受けることができなかったときは、別紙様式2（受講の延期及び指定医証の有効期限延長）に、写真1枚（前記7の②に準じます）を添付のうえ、**令和9年3月31日までに**、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して、厚生労働大臣に提出してください。（期限超過の場合、取扱不可）

なお、更新申請（更新研修会受講）、並びに延期申請をされない場合は、同日をもって「失効」となります。

また、「精神保健指定医の証」は自己管理が原則となっております。延期申請の際の理由のうち、「失念」や「関係書類不着」等は、やむを得ない理由に該当いたしませんので、ご注意ください。

9. 指定医証の変更・紛失届け等について

住所等、指定医証に係る記載事項に変更が生じた場合、個人の責任において所定の様式により、都道府県・指定都市精神保健福祉担当課への届出が法的に義務づけられておりますので、注意してお取り扱いください。紛失届けも同様になります。

なお、これらの取り扱い通知（様式含む）は、厚生労働省、各研修実施団体のホームページに掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。また、通知の詳細についてのお問い合わせ等は都道府県・政令指定都市の各担当課へお願いいたします。（各様式については、押印不要に変更されておりますので、ご注意ください。）

10. そ の 他

- (1) 全ての講演の終了後、修了証書を交付いたします。ただし、下記について十分ご注意ください。

- ① 本研修は、患者本人の意思に基づかない入院や著しい行動制限に係る判断を行う指定医として必要となる患者の人権に関する知識等を習得することを目的としており、法令で受講及び研修内容等が定められていることから、原則、遅刻や早退は認められません（交通機関の予約は明記された開始・終了時間を確認し、余裕をもって手配してください）。また、許可なく長時間離席された方や受講態度が適切でないと判断された方（特にスマートフォン等でのゲームや不適切な使用）には、修了証書を交付しないことがありますのでご承知おきください。
- ② 本研修は上記を目的とし、患者の人権に携わる精神保健指定医の資格取得および更新に必要な研修という位置づけであることから、本研修の意義を十分に理解・自覚し、SNS等での投稿はしないようお願いいたします。

※ お願い：講義中の PC 機器の使用は、周囲の方のご迷惑（音、明かり）となりますので、使用しないでください。

- (2) 宿泊が必要な方は、各自で予約してください。

- (3) 昼食は、休憩時間内に各自でおすませください。

- (4) 受講中断者の措置

病気等不測の事態により受講を中断する場合は、当日受付（事務局）に申し出てください。

【ご注意ください】＝指導医となる先生方へ＝

精神保健指定医の新規申請時に、申請者が令和7年7月以降に担当を開始した症例についてケースレポートを作成・提出する場合には、申請書の添付書類として、当該症例の指導医が更新研修を修了したことを証する書面の写し（当該症例の指導期間より前のものに限る）が必要となりますので、本研修の修了証書は大切に保管してください。

修了証書の再発行には手数料 1,100 円(税込)がかかります。

また、再発行までに 1 週間ほど時間を要しますことをご承知おきください。

公益社団法人 日本精神科病院協会

(1) 日本精神科病院協会主催「第 163 回～第 166 回」のいずれかを希望の場合

日本精神科病院協会のホームページより WEB 申込画面に進むことができます。

URL <https://www.nisseikyo.or.jp/education/kenshuukai/shiteii/koushin.php>

- ※ WEB 申込みが出来ない場合は、「更新研修会申込書」を取り寄せ、申込みください。ただし、申込書での申込みは、あくまでも WEB 環境にない方限定（ご高齢者優先）となります。
- ※ 各会場とも研修会の約 1 か月前を目途に「受講関係書類（申請書、受講料振込用紙を含む）」を自宅住所にお送りいたします。それまで暫くお待ちください。
- ※ 申込み後、住所地・勤務先等の変更が生じた場合、またお問い合わせ、質問事項等につきましては、指定医番号を付記の上、FAX 又はメールでお知らせください。

(2) 申込締切日

各会場とも先着順受付にて、締切日に関わらず、定員に達し次第、受付を締め切ります。

第 163 回（東 京）	令和 8（2026）年 6 月 8 日（月）
第 164 回（大 阪）	令和 8（2026）年 8 月 14 日（金）
第 165 回（福 岡）	令和 8（2026）年 10 月 9 日（金）
第 166 回（東 京）	令和 8（2026）年 12 月 11 日（金）

(3) 受講料のお支払いについて

研修会の約 1 か月前に送付する「受講関係書類」の振り込み方法をご確認の上お手続きをお願いいたします。（振込手数料は各自でご負担ください。）

(4) インボイス対応について

インボイス対応の受領書をご希望者される方は、研修会終了後に、下記項目をメールにてご連絡ください。研修会終了後、発行いたします。

1. 受領書の宛先名
2. 受講者名、受講受付番号
3. 送付先住所、郵便番号、宛名
4. ご希望の期限がある場合は期日をご記載ください。
（ご希望に添えない場合がございますこと、予めご了承ください）

(5) お問い合わせ先

公益社団法人 日本精神科病院協会 指定医研修係

〒108-8554 東京都港区芝浦 3-15-14

FAX 03(5232)3315 / MAIL shiteii@nisseikyo.or.jp

公益社団法人 全国自治体病院協議会

(1) 全国自治体病院協議会主催「第 79 回～81 回」のいずれかを希望の場合

全国自治体病院協議会のホームページ（下記 URL）から「WEB 申込画面」へ進むことが出来ます。

<https://www.jmha.or.jp/jmha/contents/info/133>

- ① 第 79 回のみ「メイン会場」と「サテライト会場」がございます。
「サテライト会場（7902 回）」は「メイン会場（7901 回）」での講義を LIVE 中継した研修となりますので、お申込みの際、会場の選択にご注意ください。
- ② ホームページからのお申込みが出来ない場合は、「精神保健指定医研修会受講申込書」を取り寄せ、お申込みください。
- ③ 各会場とも開催 1 ヶ月前を目途に「参加決定通知書（請求書含む）」を自宅住所に送付いたします。
お申込みの際、自宅住所は正確にご入力ください。
事務処理上、お手元に届くまで多少日数を要する場合がございますのでご了承ください。
- ④ 申込後、住所地・勤務先等に変更がございましたら、メールまたは FAX でお知らせください。
- ⑤ 受講申込書受理は先着順の受け付けといたします。定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。

(2) 申込締切日について

第 79 回（東京）	令和 8(2026)年 8 月 17 日（月）
第 80 回（大阪）	令和 8(2026)年 9 月 24 日（木）
第 81 回（大阪）	令和 8(2026)年 11 月 18 日（水）

(3) 受講料のお支払いについて

受講料は、「参加決定通知書」（受講申込締切日後に発送）に同封する請求書に記載されている口座に銀行送金により、お振込みください。（振込手数料は各自でご負担ください。）

当協議会で発行する請求書は、インボイス制度に対応した登録番号を明記しております。また、領収書は、原則として発行いたしませんので「振込金受領書」をもって領収書に代えさせていただきます。

(4) お問い合わせ

公益社団法人 全国自治体病院協議会 研修部
〒102-8556 東京都千代田区平河町 2-7-5 砂防会館本館 7 階
電話 03 (3261) 8567 (研修部) FAX 03 (3261) 1845
メールアドレス kensyu@jmha.or.jp

一般社団法人 日本総合病院精神医学会

(1) 日本総合病院精神医学会主催「第 39 回、第 40 回」のいずれかを希望の場合

- ① 日本総合病院精神医学会ホームページ(下記 URL)より「WEB 申込画面」へ進むことができます。

URL <https://square.umin.ac.jp/psy/>

- ② WEB 申込画面から申込みが出来ない場合は、受講申込書(別紙様式(C))を URL からダウンロードして必要事項にご記入のうえ、以下事務局へ郵送または FAX にてお申込みください。郵送または FAX でお申込みをされた際は、受付後に「受講申込受付通知」をメールまたは FAX にて送信しますのでメールアドレスまたは、受信可能な FAX 番号をご記載ください。WEB 申込み開始前のお申込みは無効となりますので、ご注意ください。

- ③ 申込締め切り後に改めて「**(受講番号の入った) 受講決定通知書**」と受講料振込用紙等の関係書類をお届けいたします。事務処理上、お手元に届くまでに多少日数を要する場合がありますのでご了承ください。尚、受講決定通知書その他、必要書類一式は、申込書に記入のご自宅住所へお送りいたしますので、正確にご記入をお願いいたします。

※研修会、2 週間前になってもお手元に上記「受講決定通知書」が届かない場合は、事務局までメールにてお問合せください。

(2) 申込締切日について

各会場とも締切日に関わらず、定員に達し次第、受付を締切ります。

第 39 回(東京) 2026 年 6 月 19 日(金)

第 40 回(東京) 2026 年 11 月 10 日(火)

※ 受講決定通知は、開催日程の早い会場より、事務処理後に順次送付します。

(3) 受講料のお支払いについて

日本総合病院精神医学会より決定通知書を受け取られた方

受講料は「受講決定通知書」とともに送付します払込取扱票(郵便局扱い)、または銀行送金にてお振込みください(振込手数料は各自でご負担ください)。振込先は「受講決定通知書」に記載されています。

(4) お問い合わせ先

※メールでのお問い合わせが多くありますので見落としを防ぐため

必ず、件名に受講希望回・確認したい内容等をご記載ください。

例：件名：第 39 回指定医研修会の申込みについて

(返信にお日にちがかかることがございますことご了承ください)

日本総合病院精神医学会・事務局 指定医研修係

〒113-0033 文京区本郷 3-18-1 TEL・FAX : 03-5805-3720

<ホームページ> <http://psy.umin.ac.jp>

<メール> jsghp@mth.biglobe.ne.jp

第163回 精神保健指定医研修会(東京)プログラム

【会場：京王プラザホテル 本館5階「コンコードボールルーム」】

日時：令和8年7月22日（水）

〔敬称略〕

総合司会者：日精協 精神保健指定医分科会 委員長		高倉 昌司
8:15～9:00	受付	
9:00～9:05	開講式	公益社団法人 日本精神科病院協会 担当常務理事 馬屋原 健
9:05～10:20	講演	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律と 精神保健福祉行政の現状」
	講師	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 課長 海老名 英治
（10:20～10:30 休憩）		
10:30～11:25	講演	「精神保健指定医の役割・職務」
	講師	光の丘病院 理事長・院長（日本精神科病院協会 担当常務理事） 馬屋原 健
（11:25～11:35 休憩）		
11:35～12:30	講演	「精神障害者の人権と法」
	講師	成城大学 名誉教授 山本 輝之
12:30～13:30	昼食休憩	
13:30～14:30	講演	「精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉」
	講師	滋賀県立精神保健福祉センター 所長 辻本 哲士
（14:30～14:40 休憩）		
14:40～17:40	事例研究	
（休憩含む）	座長兼発言者	日精協 精神保健指定医分科会 構成委員 神宮司 多門
	助言者	東京都 福祉局 障害者施策推進部 障害者医療担当部長 菊地 章人
	助言者	日精協 顧問弁護士 木ノ元 直樹
	発言者	日精協 精神保健指定医分科会 構成委員 篠原 かほる
17:40	閉会（修了証書交付）	

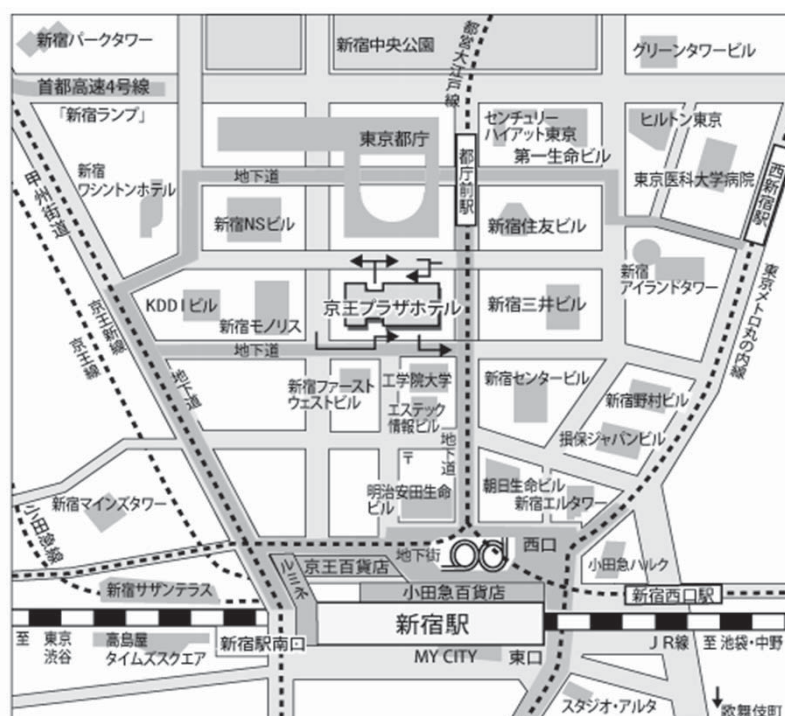
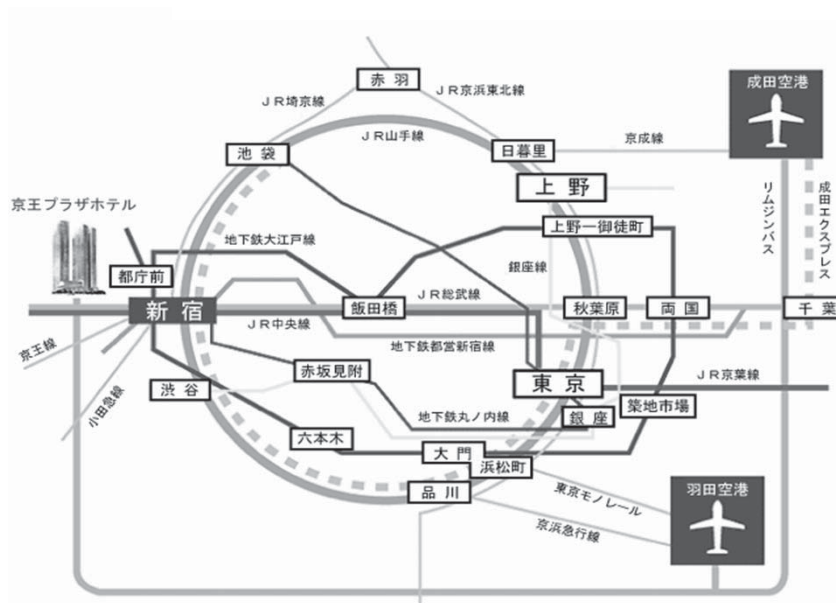
第163回 東京開催会場等案内

【会場：京王プラザホテル新宿 本館5階「コンコードボールルーム」】

〒160-8330 東京都新宿区西新宿2-2-1

TEL. 03-3344-0111

【案内図】



【交通の便】

- 電車でお越しの場合：JR新宿駅西口下車 徒歩5分
京王線・小田急線・地下鉄(東京メトロ丸の内線・都営新宿線)新宿駅下車 徒歩5分
都営大江戸線 都庁前駅B1出口すぐ
- お車をご利用の場合：「新宿ランプ」を降りて、3つ目の信号を右折、2つ目の信号を右折、200m位先の左側
- 空港よりお越しの場合 成田空港、羽田空港との直通リムジンバスがあります

第164回 精神保健指定医研修会(大阪)プログラム

【会場:シェラトン都ホテル 4階「浪速の間」】

日時：令和8年10月9日（金）

〔敬称略〕

総合司会者：日精協 精神保健指定医分科会 担当理事		植松 昌俊
8:15～9:00	受付	
9:00～9:05	開講式	公益社団法人 日本精神科病院協会 担当常務理事 馬屋原 健
9:05～10:00	講演 講師	「精神保健指定医の役割・職務」 光の丘病院 理事長・院長（日本精神科病院協会 担当常務理事） 馬屋原 健
（10:00～10:10 休憩）		
10:10～11:05	講演 講師	「精神障害者の人権と法」 南山大学法学部 准教授 水留 正流
（11:05～11:15 休憩）		
11:15～12:15	講演 講師	「精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉」 浜松市精神保健福祉センター 所長 二宮 貴至
12:15～13:15	昼食休憩	
13:15～14:30	講演 講師	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律と 精神保健福祉行政の現状」 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 課長 海老名 英治
（14:30～14:40 休憩）		
14:40～17:40	事例研究	
（休憩含む）	座長兼発言者	日精協 精神保健指定医分科会 構成委員 篠原 かほる
	助言者	大阪府こころの健康総合センター 所長 平山 照美
	助言者	日精協 指定弁護士 恒川 直久
	発言者	日精協 精神保健指定医分科会 構成委員 豊永 武一郎
17:40	閉会（修了証書交付）	

第 164 回 大阪開催会場等案内

【会場：シェラトン都ホテル大阪 4 階「浪速の間」】

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町 6-1-55

TEL : 06-6773-1111

【案内図】



【交通の便】

電車をご利用の場合：近鉄「大阪上本町」駅直結

Osaka Metro 谷町線・千日前線「谷町九丁目」駅より徒歩約 5 分

お車をご利用の場合：阪神高速環状線道頓堀出口より約 5 分

空港よりお腰の場合：関西国際空港より近鉄上本町行リムジンバス約 50 分

大阪国際空港より近鉄上本町行リムジンバス約 30 分

第165回 精神保健指定医研修会(福岡)プログラム

【会場：ホテルオークラ 4階「平安の間」】

日時： 令和8年11月30日（月）

〔敬称略〕

総合司会者：日精協 精神保健指定医分科会 構成委員

神宮司 多門

8:15～9:00 受 付

9:00～9:05 開 講 式 公益社団法人 日本精神科病院協会 担当副会長 森 隆夫

9:05～10:00 講 演 「精神保健指定医の役割・職務」
講 師 あいせい紀年病院 理事長（日本精神科病院協会 担当副会長） 森 隆夫

（10:00～10:10 休憩）

10:10～11:05 講 演 「精神障害者の人権と法」
講 師 成城大学 名誉教授 山本 輝之

（11:05～11:15 休憩）

11:15～12:15 講 演 「精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉」
講 師 山梨県立精神保健福祉センター 所長 志田 博和

12:15～13:15 昼 食 休 憩

13:15～14:30 講 演 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律と
精神保健福祉行政の現状」
講 師 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 課長 海老名 英治

（14:30～14:40 休憩）

14:40～17:40 事例研究

（休憩含む） 座長兼発言者 日精協 精神保健指定医分科会 構成委員 豊永 武一郎
助言者 福岡県精神保健福祉センター 所長 楯林 英晴
助言者 日精協 指定弁護士 島戸 圭輔
発言者 日精協 精神保健指定医分科会 担当理事 植松 昌俊

17:40

閉 会 （修了証書交付）

第 165 回 福岡開催会場等案内

【 会場：ホテルオークラ福岡 4 階「平安の間」 】

〒812-0027 福岡市博多区下川端町 3-2

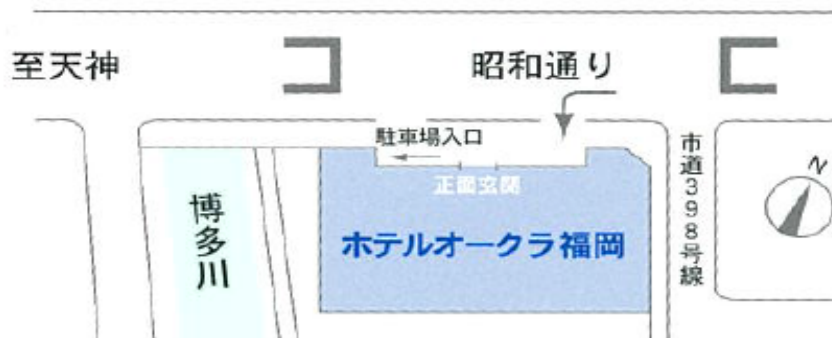
TEL : 092-262-1111

【案内図】

〈交通のご案内〉



〈駐車場のご案内〉



ホテル正面玄関駐車場入口 よりお入りください。

● 地下3階駐車場をご利用ください。

第166回 精神保健指定医研修会(東京)プログラム

【会場:ロイヤルパークホテル 3階 「ロイヤルホール」】

日時：令和9年2月2日（火）

〔敬称略〕

総合司会者：日精協 精神保健指定医分科会 構成委員			亀廣 摩弥
8:15～9:00	受付		
9:00～9:05	開講式	公益社団法人 日本精神科病院協会 担当副会長	森 隆夫
9:05～10:20	講演	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律と 精神保健福祉行政の現状」	
	講師	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 課長	海老名 英治
(10:20～10:30 休憩)			
10:30～11:25	講演	「精神保健指定医の役割・職務」	
	講師	あいせい紀年病院 理事長（日本精神科病院協会 担当副会長）	森 隆夫
(11:25～11:35 休憩)			
11:35～12:30	講演	「精神障害者の人権と法」	
	講師	東海大学法学部 教授	柑本 美和
12:30～13:30 昼食休憩			
13:30～14:30	講演	「精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉」	
	講師	滋賀県立精神保健福祉センター 所長	辻本 哲士
(14:30～14:40 休憩)			
14:40～17:40	事例研究		
(休憩含む)	座長兼発言者	日精協 精神保健指定医分科会 構成委員	中村 満
	助言者	東京都 福祉局 障害者施策推進部 障害者医療担当部長	菊地 章人
	助言者	日精協 顧問弁護士	浅田 眞弓
	発言者	日精協 精神保健指定医分科会 委員長	高倉 昌司
17:40	閉会（修了証書交付）		

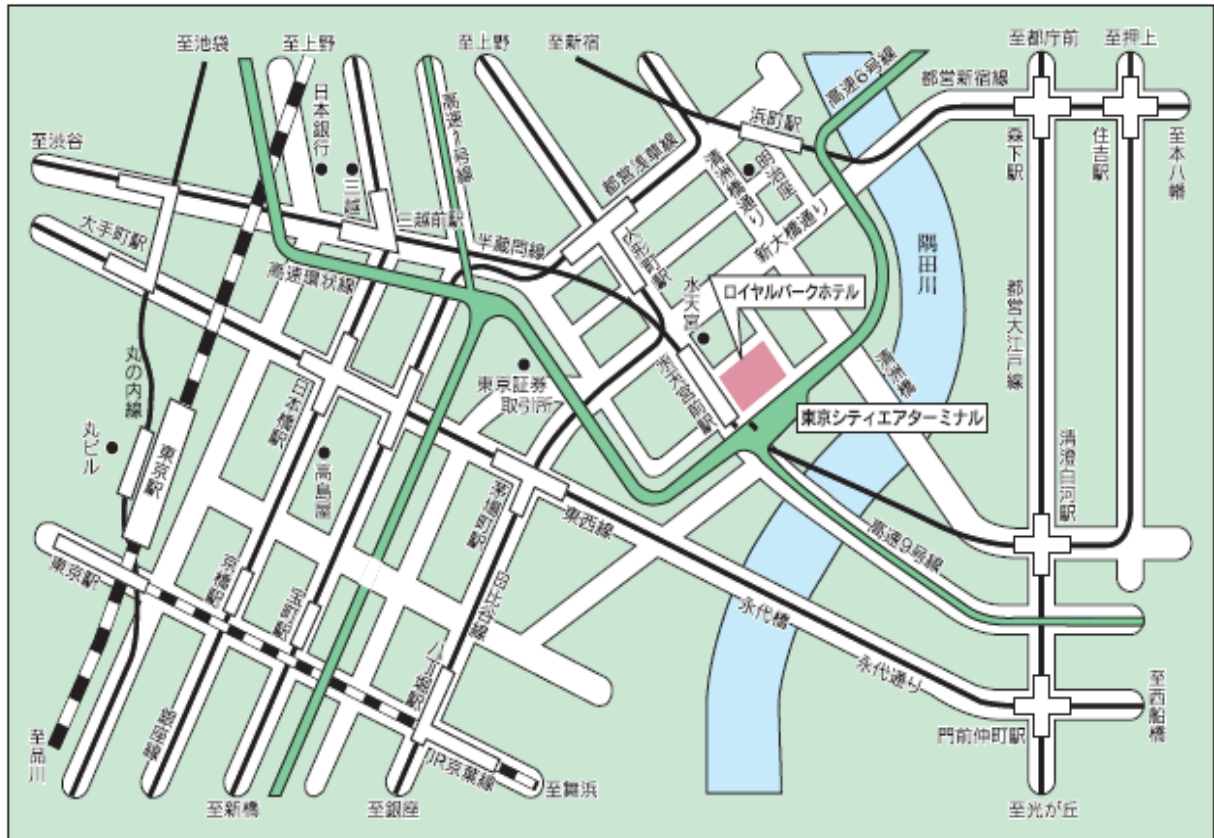
第166回 東京開催会場等案内

【会場： ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」】

〒103-8520 東京都中央区日本橋蛸殻町 2-1-1

TEL : 03-3667-1111

【案内図】

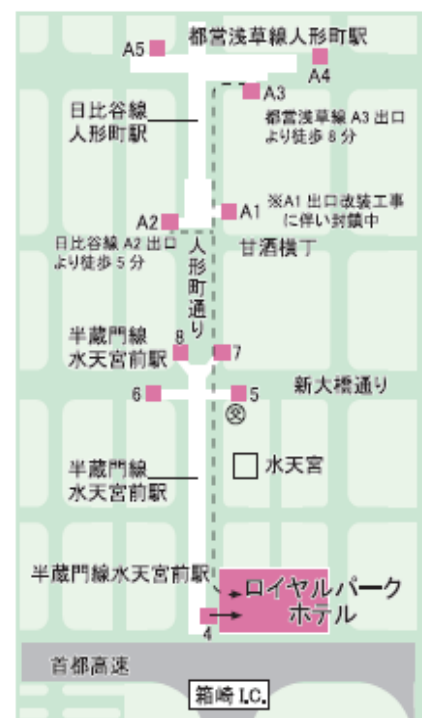


ホテルへのアクセス

- 東京駅より2km（車で10分）。
- 東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」4番出口に直結。
- 東京メトロ日比谷線「人形町駅」A2出口より徒歩5分。
- 都営浅草線「人形町駅」A3出口より徒歩8分。
- 東京シティエアーミナルに隣接。
- 車で成田国際空港へ55分、羽田空港（東京国際空港）へ25分。

成田国際空港・羽田空港をご利用のお客様へ

隣接の東京シティエアーミナル（T-CAT）まで
リムジンバスをご利用いただきますと
羽田空港から25分・成田空港から55分と大変便利です。



※2018年4月現在

第79回 精神保健指定医研修会 プログラム

【AP日本橋】

〔敬称略〕

令和8（2026）年10月23日（金）

8：30～9：00	受 付		
9：00～9：05	開 講 式	全国自治体病院協議会 精神保健指定医実施委員会委員	未 定
9：05～10：20	講 演 I	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律と精神保健福祉行政の現状について」	
	講 師	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 課長 海老名 英治	
10：20～10：30	休 憩		
10：30～11：25	講 演 II	「精神保健指定医の役割と職務」	
	講 師		未 定
11：25～11：35	休 憩		
11：35～12：30	講 演 III	「精神障害者の人権と法」	
	講 師	成城大学 名誉教授	山 本 輝 之
12：30～13：30	昼食休憩		
13：30～14：30	講 演 IV	「精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉」	
	講 師	群馬県こころの健康センター 所長	佐 藤 浩 司
14：30～14：40	休 憩		
14：40～17：40	事例研究		
	座 長		未 定
	座 長		未 定
	助 言 者		未 定
	助 言 者		未 定
	助 言 者		未 定
	発 表 者		未 定
	発 表 者		未 定
17：40	閉 会	（修了証書交付）	

第 79 回 会場等案内

【AP 日本橋】

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-6-2

日本橋フロント 6F

TEL : 03-3273-3109



(アクセス)

東京メトロ銀座線「日本橋駅」B1 出口より徒歩 2 分

JR 線「東京駅」八重洲中央口より徒歩 5 分

〔主催：全国自治体病院協議会〕

第80回 精神保健指定医研修会 プログラム

【梅田クリスタルホール】

令和8（2026）年11月27日（金）

〔敬称略〕

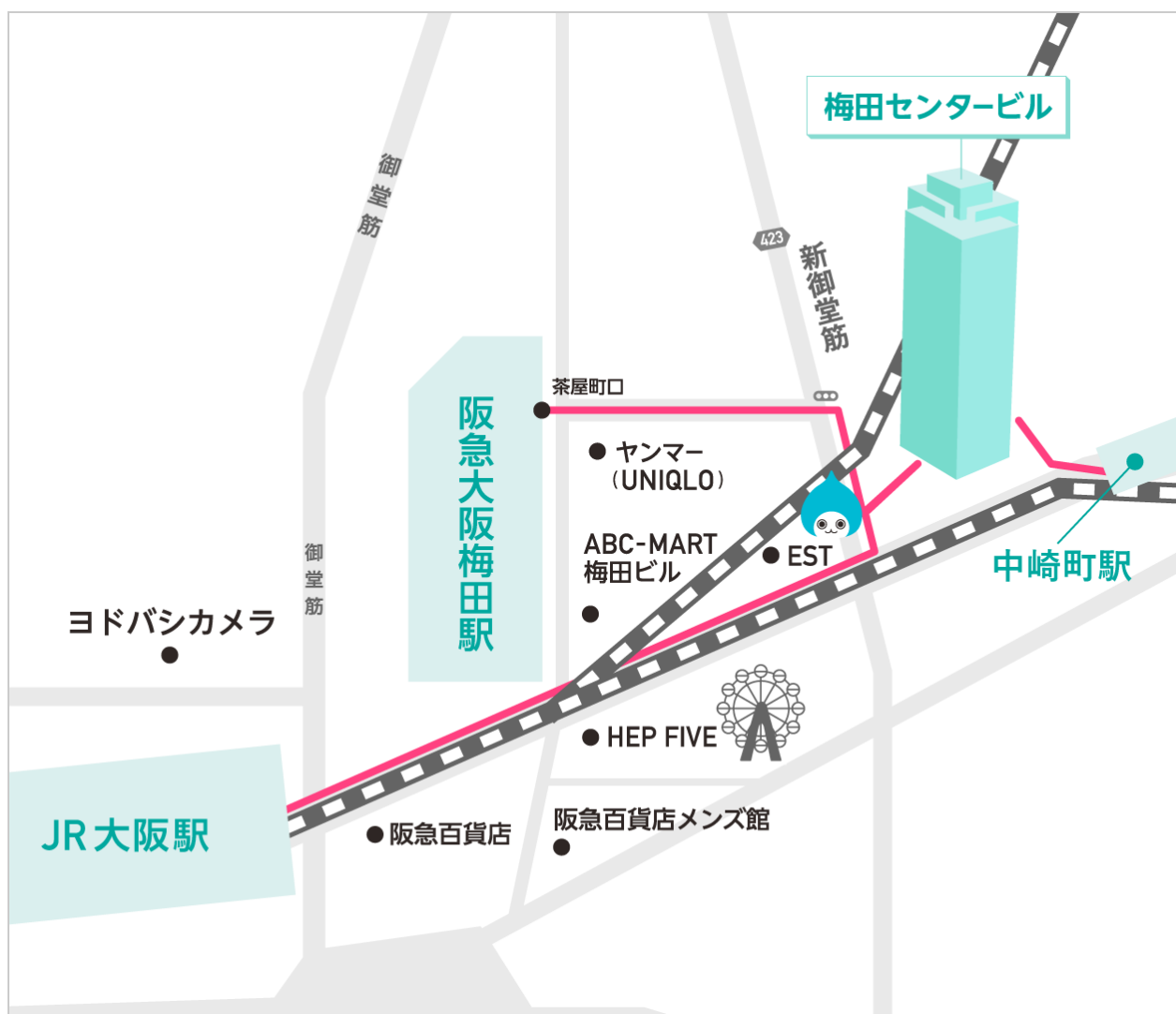
8：30～9：00	受付		
9：00～9：05	開講式	全国自治体病院協議会 精神保健指定医実施委員会委員	未定
9：05～10：20	講演Ⅰ	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律と精神保健福祉行政の現状について」	
	講師	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 課長 海老名 英治	
10：20～10：30	休憩		
10：30～11：25	講演Ⅱ	「精神保健指定医の役割と職務」	
	講師		未定
11：25～11：35	休憩		
11：35～12：30	講演Ⅲ	「精神障害者の人権と法」	
	講師		未定
12：30～13：30	昼食休憩		
13：30～14：30	講演Ⅳ	「精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉」	
	講師		未定
14：30～14：40	休憩		
14：40～17：40	事例研究		
	座長		未定
	座長		未定
	助言者		未定
	助言者		未定
	助言者		未定
	発表者		未定
	発表者		未定
17：40	閉会	（修了証書交付）	

第 80 回 会場等案内

【梅田クリスタルホール】

〒530-0015 大阪府大阪市北区中崎西 2-4-12 B1F

TEL : 06-6373-9981



(アクセス)

阪急電車「大阪梅田駅」より徒歩 5 分

阪神電車「大阪梅田駅」より徒歩 9 分

地下鉄「東梅田駅」より徒歩 9 分

地下鉄「西梅田駅」より徒歩 10 分

JR「大阪駅」より徒歩 9 分

地下鉄「中崎町駅」より徒歩 5 分

(駅からのご案内)

JR 大阪駅	御堂筋口より阪急コンコースを通り抜けて高架沿いにすすむ
阪急大阪梅田駅	茶屋町口よりヤンマー (UNIQLO OSAKA) 横歩道をまっすぐ
地下鉄梅田駅	Whity うめだノースモールを HEP FIVE H-30 であがり高架沿いにすすむ
阪神大阪梅田駅	

〔主催：全国自治体病院協議会〕

第81回 精神保健指定医研修会 プログラム

【梅田クリスタルホール】

令和9（2027）年1月22日（金）

〔敬称略〕

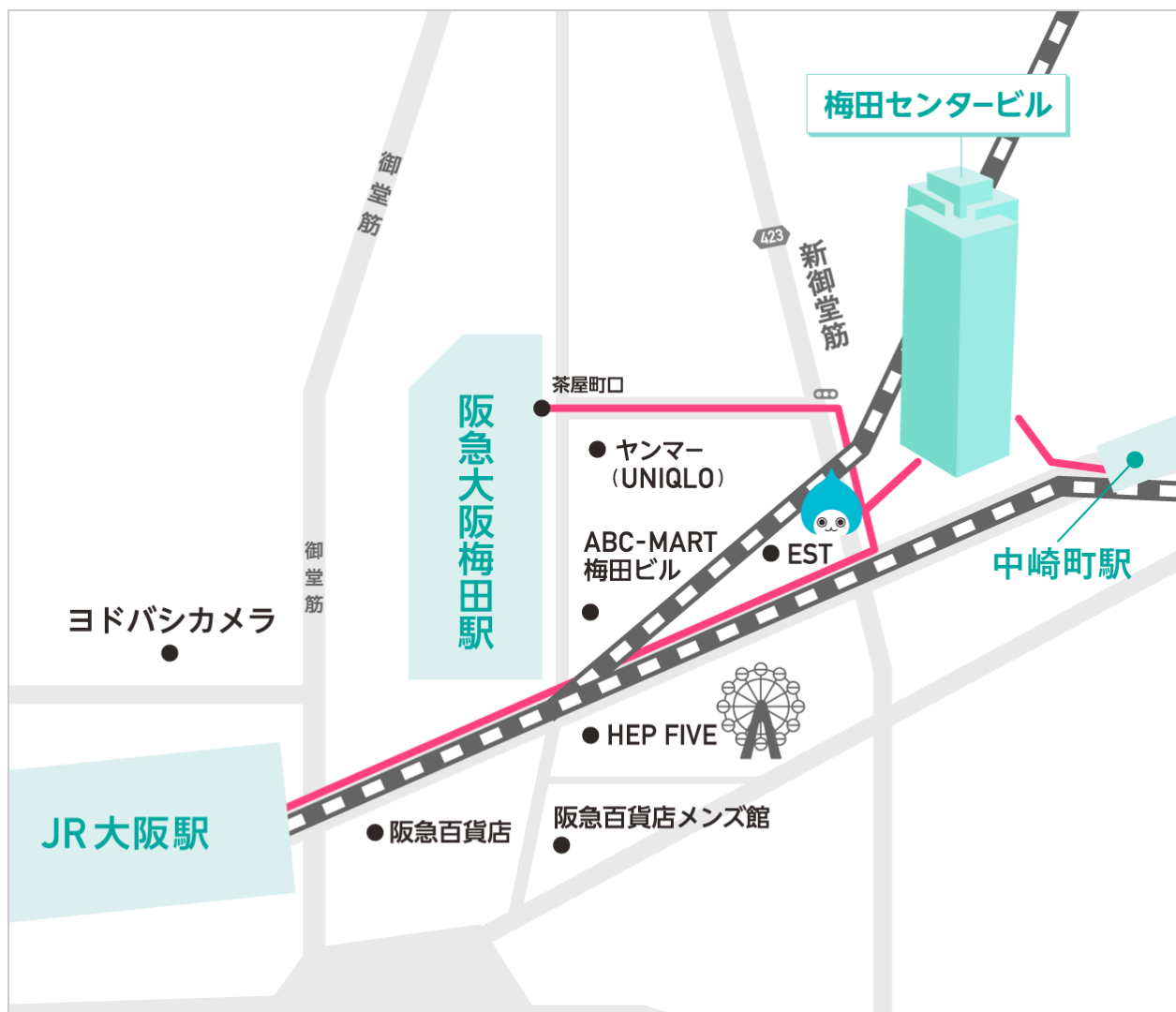
8：30～9：00	受付		
9：00～9：05	開講式	全国自治体病院協議会 精神保健指定医実施委員会委員	未定
9：05～10：20	講演Ⅰ	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律と精神保健福祉行政の現状について」	
	講師	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 課長 海老名 英治	
10：20～10：30	休憩		
10：30～11：25	講演Ⅱ	「精神保健指定医の役割と職務」	
	講師		未定
11：25～11：35	休憩		
11：35～12：30	講演Ⅲ	「精神障害者の人権と法」	
	講師		未定
12：30～13：30	昼食休憩		
13：30～14：30	講演Ⅳ	「精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉」	
	講師		未定
14：30～14：40	休憩		
14：40～17：40	事例研究		
	座長		未定
	座長		未定
	助言者		未定
	助言者		未定
	助言者		未定
	発表者		未定
	発表者		未定
17：40	閉会	（修了証書交付）	

第 81 回 会場等案内

【梅田クリスタルホール】

〒530-0015 大阪府大阪市北区中崎西 2-4-12 B1F

TEL : 06-6373-9981



(アクセス)

阪急電車「大阪梅田駅」より徒歩 5 分

阪神電車「大阪梅田駅」より徒歩 9 分

地下鉄「東梅田駅」より徒歩 9 分

地下鉄「西梅田駅」より徒歩 10 分

JR「大阪駅」より徒歩 9 分

地下鉄「中崎町駅」より徒歩 5 分

(駅からのご案内)

JR 大阪駅	御堂筋口より阪急コンコースを通り抜けて高架沿いにすすむ
阪急大阪梅田駅	茶屋町口よりヤンマー (UNIQLO OSAKA) 横歩道をまっすぐ
地下鉄梅田駅	Whity うめだノースモールを HEP FIVE H-30 であがり高架沿いにすすむ
阪神大阪梅田駅	

第39回 精神保健指定医研修会（東京） 日程

【会場: ビジョンセンターグランデ東京浜松町】

令和8（2026）年8月30日（日）

【敬称略】

8:30～9:00	受	付					
9:00～9:05	開	講	式	一般社団法人 日本総合病院精神医学会 理事長	西	村	勝 治
9:05～10:20	講	演	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律と精神保健福祉行政の現状」				
	講	師	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 課長補佐		未		定
	司	会					
10:20～10:30	休	憩					
10:30～11:25	講	演	「精神保健指定医の役割と職務」				
	講	師	国家公務員共済組合連合会 立川病院 精神神経科部長		桑	原	達 郎
	司	会					
11:25～11:35	休	憩					
11:35～12:30	講	演	「精神障害者の人権と法」				
	講	師	南山大学法学部 准教授		水	留	正 流
	司	会					
12:30～13:30	昼	食					
13:30～14:30	講	演	「精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉」				
	講	師			未		定
	司	会					
14:30～14:40	休	憩					
14:40～17:40	事 例 研 究						
	座	長			未		定
	座	長			未		定
	教	授	者		未		定
	教	授	者 弁護士		未		定
	教	授	者		未		定
	発	表	者		未		定
	発	表	者		未		定
	発	表	者		未		定
17:40～	閉	講	式	(修了証書交付)			

第 39 回東京開催会場等案内

【会場：ビジョンセンターグランデ東京浜松町】

〒105-0012 東京都港区芝大門 1-13-9 UD 芝大門ビル 6F [受付：1F]

TEL090-9150-4994



【交通の便】

- ・JR山手線・京浜東北線「浜松町（北口）」徒歩4分
- ・都営大江戸線・浅草線「大門駅（A6出口）」徒歩1分

第40回 精神保健指定医研修会（東京） 日程

【会場: ビジョンセンターグランデ東京浜松町】

令和9（2027）年1月24日（日）

【敬称略】

8:30～9:00	受 付				
9:00～9:05	開 講 式	一般社団法人 日本総合病院精神医学会 理事長	西 村 勝 治		
9:05～10:20	講 演	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律と精神保健福祉行政の現状」			
	講 師	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 課長	未 定		
	司 会				
10:20～10:30	休 憩				
10:30～11:25	講 演	「精神保健指定医の役割と職務」			
	講 師	済生会横浜市東部病院 精神科 部長	辻 野 尚 久		
	司 会				
11:25～11:35	休 憩				
11:35～12:30	講 演	「精神障害者の人権と法」			
	講 師	成城大学 名誉教授	山 本 輝 之		
	司 会				
12:30～13:30	昼 食				
13:30～14:30	講 演	「精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉」			
	講 師		未 定		
	司 会				
14:30～14:40	休 憩				
14:40～17:40	事 例 研 究				
	座 長		未 定		
	座 長		未 定		
	教 授 者		未 定		
	教 授 者		未 定		
	教 授 者		未 定		
	発 表 者	香川大学保健管理センター医学部分室 講師	未 木 戸 瑞 江		
	発 表 者		未 定		
	発 表 者		未 定		
17:40～	閉 講 式	（修了証書交付）			

第 40 回東京開催会場等案内

【会場：ビジョンセンターグランデ東京浜松町】

〒105-0012 東京都港区芝大門 1-13-9 UD 芝大門ビル 6F [受付: 1F]

TEL090-9150-4994



【交通の便】

- ・JR山手線・京浜東北線「浜松町（北口）」徒歩4分
- ・都営大江戸線・浅草線「大門駅（A6出口）」徒歩1分

平成 8 年 3 月 21 日
健 医 精 発 第 20 号
最終改正 令 和 4 年 4 月 1 日
障 精 発 0401 第 2 号

都道府県
各 精神保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生省保健医療局精神保健課長

精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領について

精神保健指定医については、これまで、新規の指定に係る事務の取扱いについては、昭和六三年五月十三日健医精発第一六号厚生省保健医療局精神保健課長通知「精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の運用上の留意事項について」中の第三「精神保健指定医に関する事項」により行われており、また、指定医証の更新、記載事項の変更その他の指定後の諸手続については、昭和六十三年七月十四日健医精発第二四号厚生省保健医療局精神保健課長通知「精神保健指定医の更新等に係る事務取扱要領について」により行われてきたところである。

今般、精神保健法の一部を改正する法律(平成七年法律第九十四号)により、指定医が五年ごとの研修を受講しなかった場合の指定の失効の規定が設けられ、平成八年四月一日から施行されること等に伴い、前記の健医精発第二四号通知を廃止して別添のとおり新たな要領を定めたので、適切な運用に努められるとともに、精神保健指定医等関係者に対しても周知徹底方お取り計らい願いたい。

別添

精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領

1 5年度ごとの研修及び指定医証の更新

(1) 5年度ごとの研修

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第19条の規定により、精神保健指定医（以下「指定医」という。）が、5年度ごとの研修を受けなかった場合には、当該研修を受けなかったことについてやむを得ない理由が存すると厚生労働大臣が認めたときを除き、当該指定を受けるべき年度の終了の日（3月31日）の経過をもって指定の効力を失うこととされており、研修を受けるべき年度は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条第1項の規定に基づき、精神保健指定医が研修を受けなければならない年度を定める件」（平成8年3月21日厚生省告示第89号）の定めるところによる。

また、精神保健指定医の証（以下「指定医証」という。）には、研修を受けるべき年度の末日を指定医証の有効期限として記載しているところであり、指定医は、その有効期限に留意して、研修を受講することが必要である。

なお、研修実施団体（公益社団法人日本精神科病院協会、公益社団法人全国自治体病院協議会及び一般社団法人日本総合病院精神医学会が登録されている。）より、当該年度における受講を必要とする指定医に対し、受講のお知らせを送付することとしているので、案内状が不着とならぬよう、指定医は、住所地の変更届の提出を必ず行うとともに、指定医証の記載事項についても変更届の提出を励行し、研修の受講年度については、法律の規定に基づき自らの受講年度に留意することが必要である。

(2) 指定医証の更新

指定医は、5年度ごとの研修を受けたときは、別紙様式1に、写真（縦60ミリメートル、横40ミリメートルの大型サイズとし、申請6月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。以下同じ。）1枚を添付の上、研修の修了日に、研修の実施団体を經由して、都道府県知事又は指定都市の市長に提出しなければならない。なお、この際には、指定医証を添付することを要しない。

都道府県知事又は指定都市の市長は、更新後の有効期限を記載した新たな指定医証を更新者に交付する。なお、更新前の有効期限切れの指定医証については、当該指定医において適切に処分することとして差し支えない。

(3) 受講の延期及び指定医証の有効期限延長の申請

指定医は、5年度ごとの研修を受けるべき年度において、やむを得ない理由により、当該年度に実施されるいずれの研修も受講することができない見込みとなったとき、又は、現にいずれの研修も受けることができなかったときは、別紙様式2に、写真1枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に提出しなければならない。なお、この際には、指定医証を添付することを要しない。

研修を受けることができないやむを得ない理由は、法施行規則第4条により、「研修を受けるべき年度において実施されるいずれの研修をも受けることができないことにつき、災害、傷病、長期の海外渡航その他の事由があること」とされている。

法施行規則第1条の3中「やむを得ない理由が存することを証する書類」の例としては、被災証明、診断書、留学証明書等である。受講の延期の申請は、原則事前申請とする（事後申請となるのは災害、急病等やむを得ない場合に限り）ので、研修を受けるべき年度に実施される全ての研修について受講できないことが明らかとなった場合には速やかに必要書類等を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に提出すること。

厚生労働大臣がやむを得ない理由が存すると認めたときは、都道府県知事又は指定都市の市長は、厚生労働大臣からの精神保健指定医更新時研修受講延期（指定医証有効期限延長）通知とともに、延長した有効期限を記載した新たな指定医証を交付する。なお、延長前の有効期限切れの指定医証については、当該指定医において適切に処分することとして差し支えない。

また、受講延期の期間は、原則として1年間であるが、海外渡航等事前に長期に渡って研修の受講が困難であることが判明している場合に限り、4年を限度として複数年にわたり延期申請を行うことも可能である。

なお、延期された受講年度に受講した場合の次の回の研修は、本来の（延期前の）受講年度を起算点とした5年後となるものであり、延期された受講年度を起算点とした5年後となるものではない。

（４）失効について

研修を受けるべき年度において研修を受けなかった指定医が、受講延期の承認も得ていない場合においては、指定医の指定は、当該年度の3月31日の経過により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条第2項の規定により自動的に失効する。なお、失効後の有効期限切れの指定医証については、当該指定医において適切に処分することとして差し支えない。

２ 指定医証の記載事項等の変更届

（１）勤務先の変更

指定医は、指定医証に記載された勤務先に変更があったときは、速やかに別紙様式1に、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に提出すること。

なお、精神科の医療機関以外の勤務先に異動した場合や、勤務先を有しなくなった場合においても、指定医の辞退届を提出しない限り、勤務先の変更届等を提出することが必要である。

都道府県又は指定都市は、指定医証の記載を訂正してこれを指定医に返還するものとする。

（２）氏名の変更

指定医は、氏名の変更があったときは、速やかに別紙様式1に、指定医証及び写真1枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に提出すること。

都道府県知事又は指定都市の市長は、新たな指定医証を発行して、当該指定医に交付するものとする。

（３）住所地の変更

指定医は、住所地の変更があったときは、速やかに別紙様式 1 を、住所地（変更後の住所地）の都道府県知事又は指定都市の市長に提出すること。

３ 指定医証の再交付

指定医は、指定医証を紛失又はき損したときは、速やかに別紙様式 3 に、紛失したときは写真 1 枚、き損したときは指定医証及び写真 1 枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に提出すること。なお、指定医証の再交付を受けた後、紛失した指定医証を発見したときは、速やかに住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して、指定医証を厚生労働大臣に返納すること。

４ 指定医の辞退届

指定医が指定医の職務を行うことが将来にわたってなくなった場合又は指定医の職務を全うすることができなくなった場合等指定医を辞退するときは、別紙様式 4 に、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に提出すること。

５ 指定医の死亡届

指定医が死亡したときは、指定医の遺族等は、速やかに別紙様式 5 に、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に提出すること。

６ 指定の取消し又は職務の停止

- （１）都道府県知事又は指定都市の市長は、指定医について、法第 19 条の 2 第 2 項の規定に該当すると認められるときは、同条第 4 項の規定により厚生労働大臣にその旨を通知すること。
- （２）指定医は、指定医の指定を取り消されたとき又は期間を定めてその職務の停止を命ぜられたときは、速やかに別紙様式 6 を添えて、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して指定医証を厚生労働大臣に返納すること。

別紙様式1(更新、記載事項変更、住所地変更)

申請日	(西暦)	
-----	------	--

厚生労働大臣 殿

※青色の箇所に記入してください。氏名欄に押印は不要です。

現住所	〒			—		
氏名				生年月日	(西暦)	
電話番号				メールアドレス		
指定医証の番号	第		号			
指定医証の交付年月日				指定医証の有効期限		
現在の勤務先	(名称)					
	(住所) 〒 —					

↓該当する申請・届出の内容に☑の上、必要事項を記入してください。(複数選択可)

1	☐	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条第1項の規定による5年ごとの研修を修了したので、更新後の指定医証の交付を申請します。			
	(必要事項)	研修修了年月日	(西暦)		※研修受講日を記載

2	☐	指定医証の記載事項に変更がありましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第2条の2の3第1項の規定に基づき申請します。			
(必要事項)	旧氏名				
	旧勤務先	(名称)			
		(住所) 〒 —			

3	☐	住所地に変更がありましたので精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第4条の12第2項の規定に基づき届け出ます。			
(必要事項)	旧住所	〒 —			

※本申請書に記載された個人情報については、精神保健指定医の指定のほか、指定後の指定医研修会の受講案内通知等の精神保健指定医制度の運用のためにのみ利用します。その際、厚生労働省から、関係する都道府県、指定都市及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項第4号又は第19条第1項の登録を受けた登録研修機関に提供する場合があります。

※3の住所地の変更の届出は、変更後の住所地の都道府県又は指定都市に提出して下さい。

別紙様式2(受講の延期及び指定医証の有効期限延長)

申請日	(西暦)	
-----	------	--

厚生労働大臣 殿

※青色の箇所に記入してください。氏名欄に押印は不要です。

現住所	〒			—		
氏名				生年月日	(西暦)	
電話番号				メールアドレス		
指定医証の番号	第		号			
指定医証の交付年月日				指定医証の有効期限		
現在の勤務先	(名称)					
	(住所)	〒		—		

↓必要事項を記入してください。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第2条の2の5の規定に基づき、研修を受講すべき年度の延期及び指定医証の有効期限の延長を申請します。					
(必要事項)	研修を受講できない理由 (具体的に)				
	受講できないやむを得ない理由を証するに足る書類(別添)	☐	被災証明書	☐	診断書
		☐	留学証明書		
		☐	その他		
	受講できるようになる年度	令和		年度	

※本申請書に記載された個人情報については、精神保健指定医の指定のほか、指定後の指定医研修会の受講案内通知等の精神保健指定医制度の運用のためにのみ利用します。その際、厚生労働省から、関係する都道府県、指定都市及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項第4号又は第19条第1項の登録を受けた登録研修機関に提供する場合があります。

※指定医証の記載事項又は住所地に変更があった場合は、別紙様式1を都道府県又は指定都市に併せて提出して下さい。

別紙様式3(再交付)

申請日	(西暦)	
-----	------	--

厚生労働大臣 殿

※青色の箇所に記入してください。氏名欄に押印は不要です。

現住所	〒			—		
氏名				生年月日	(西暦)	
電話番号				メールアドレス		
指定医証の番号	第		号			
指定医証の交付年月日				指定医証の有効期限		
現在の勤務先	(名称)					
	(住所)	〒		—		

↓必要事項を記入してください。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第2条の2の3第2項の規定に基づき再交付されるよう申請します。		
(必要事項)	紛失・き損理由 (具体的に)	

※本申請書に記載された個人情報については、精神保健指定医の指定のほか、指定後の指定医研修会の受講案内通知等の精神保健指定医制度の運用のためにのみ利用します。その際、厚生労働省から、関係する都道府県、指定都市及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項第4号又は第19条第1項の登録を受けた登録研修機関に提供する場合があります。

※指定医証の記載事項又は住所地に変更があった場合は、別紙様式1を都道府県又は指定都市に併せて提出して下さい。

別紙様式4(辞退)

申請日	(西暦)	
-----	------	--

厚生労働大臣 殿

※青色の箇所に記入してください。氏名欄に押印は不要です。

現住所	〒			—		
氏名				生年月日	(西暦)	
電話番号				メールアドレス		
指定医証の番号	第				号	
指定医証の交付年月日				指定医証の有効期限		
現在の勤務先	(名称)					
	(住所)	〒	—			

↓必要事項を記入してください。

精神保健指定医の指定を辞退したいので届け出ます。		
(必要事項)	辞退理由	

※本申請書に記載された個人情報については、精神保健指定医の指定のほか、指定後の指定医研修会の受講案内通知等の精神保健指定医制度の運用のためにのみ利用します。その際、厚生労働省から、関係する都道府県、指定都市及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項第4号又は第19条第1項の登録を受けた登録研修機関に提供する場合があります。

別紙様式5(死亡)

申請日	(西暦)	
-----	------	--

厚生労働大臣 殿

※青色の箇所に記入してください。氏名欄に押印は不要です。

現住所	〒			—		
氏名						
申請者と死亡した指定医との関係(続柄等)						
電話番号				メールアドレス		

↓必要事項を記入してください。

精神保健指定医に指定されていた下記の者が、死亡したので届け出ます。						
(必要事項)	氏名					
	死亡年月日	(西暦)				
	指定医証の番号	第	号			
	指定医証の交付年月日				指定医証の有効期限	
	指定医証を添付できない理由					

※本申請書に記載された個人情報については、精神保健指定医の指定のほか、指定後の指定医研修会の受講案内通知等の精神保健指定医制度の運用のためにのみ利用します。その際、厚生労働省から、関係する都道府県、指定都市及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項第4号又は第19条第1項の登録を受けた登録研修機関に提供する場合があります。

※死亡した指定医の住所地の都道府県又は指定都市に提出して下さい。

別紙様式6(取消・停止)

申請日	(西暦)	
-----	------	--

厚生労働大臣 殿

※青色の箇所に記入してください。氏名欄に押印は不要です。

現住所	〒			—		
氏名				生年月日	(西暦)	
電話番号				メールアドレス		
指定医証の番号	第		号			
指定医証の交付年月日				指定医証の有効期限		
現在の勤務先	(名称)					
	(住所)	〒		—		

↓該当する届出の内容に☑の上、必要事項を記入してください。(いずれかを選択)

1	☐ 精神保健指定医の指定を取り消されたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第2条の2の4の規定に基づき別添のとおり指定医証を返納します。	(必要事項)	指定取消年月日	(西暦)		
2	☐ 精神保健指定医の職務の停止を命ぜられたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第2条の2の4の規定に基づき別添のとおり指定医証を返納します。	(必要事項)	職務停止期間	(西暦)		から
				(西暦)		まで

※本申請書に記載された個人情報については、精神保健指定医の指定のほか、指定後の指定医研修会の受講案内通知等の精神保健指定医制度の運用のためにのみ利用します。その際、厚生労働省から、関係する都道府県、指定都市及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項第4号又は第19条第1項の登録を受けた登録研修機関に提供する場合があります。

精神保健指定医（旧精神衛生鑑定医）の更新について
研修受講年度一覧

指 定 年 度	研 修 受 講 年 度
昭和25年度～昭和37年度まで 昭和49年度 昭和54年度 昭和59年度 平成元年度 平成 6年度 平成11年度 平成16年度 平成21年度 平成26年度 令和元年度	令和6年度及び 同年度以後の5年度ごとの各年度
昭和38年度～昭和42年度まで 昭和50年度 昭和55年度 昭和60年度 平成 2年度 平成 7年度 平成12年度 平成17年度 平成22年度 平成27年度 令和 2年度	令和7年度及び 同年度以後の5年度ごとの各年度
昭和43年度～昭和47年度 昭和51年度 昭和56年度 昭和61年度 平成 3年度 平成 8年度 平成13年度 平成18年度 平成23年度 平成28年度 令和 3年度	令和8年度及び 同年度以後の5年度ごとの各年度
昭和52年度 昭和57年度 昭和62年度 昭和63年度 （昭和63年度において精神衛生鑑定医の指定を受けた者にあつて精神衛生鑑定鑑定医の証に記載された番号が6500番までの者） 平成 4年度 平成 9年度 平成14年度 平成19年度 平成24年度 平成29年度 令和 4年度	令和9年度及び 同年度以後の5年度ごとの各年度
昭和48年度 昭和53年度 昭和58年度 昭和63年度 （昭和63年度において精神衛生鑑定医の指定を受けた者にあつて精神衛生鑑定鑑定医の証に記載された番号が6501番以降の者） 平成 5年度 平成10年度 平成15年度 平成20年度 平成25年度 平成30年度 令和 5年度	令和10年度及び 同年度以後の5年度ごとの各年度

（注）太枠部分の指定年度の者は、令和8年度における研修受講対象者

なお、やむを得ない理由による有効期限の延長等により受講年度が変更している
場合もありますのでお手元の指定医証の有効期限をご確認下さい。

精神保健指定医（旧精神衛生鑑定医）の年度別指定医番号一覧

指定年度	証 票 番 号	指定年度	証 票 番 号
昭和25年度	4 ～ 407	昭和63年度	5,884 ～ 6,500
昭和26年度	408 ～ 473	昭和63年度	6,501 ～ 7,925
昭和27年度	474 ～ 530	平成元年度	8,001 ～ 8,141
昭和28年度	531 ～ 596	平成 2年度	8,142 ～ 8,494
昭和29年度	597 ～ 670	平成 3年度	8,495 ～ 8,849
昭和30年度	671 ～ 866	平成 4年度	8,850 ～ 9,168
昭和31年度	867 ～ 878	平成 5年度	9,169 ～ 9,511
昭和32年度	879 ～ 1,004	平成 6年度	9,512 ～ 9,692 9,694 ～ 9,871
昭和33年度	1,005 ～ 1,135	平成 7年度	9,872 ～ 10,234 9,693
昭和34年度	1,136 ～ 1,279	平成 8年度	10,235 ～ 10,621
昭和35年度	1,280 ～ 1,461	平成 9年度	10,622 ～ 11,024
昭和36年度	1,462 ～ 1,719	平成10年度	11,025 ～ 11,466
昭和37年度	1,720 ～ 1,900	平成11年度	11,467 ～ 11,846 13,752 、 9,942
昭和38年度	1,901 ～ 2,088	平成12年度	11,847 ～ 12,342
昭和39年度	2,089 ～ 2,304 7,926 ～ 7,960	平成13年度	12,343 ～ 12,760
昭和40年度	2,305 ～ 2,539	平成14年度	12,761 ～ 13,161 14,932 、 14,933
昭和41年度	2,540 ～ 2,674	平成15年度	13,162 ～ 13,595
昭和42年度	2,675 ～ 2,838	平成16年度	13,596 ～ 13,751 13,753 ～ 13,945
昭和43年度	2,839 ～ 2,980	平成17年度	13,946 ～ 14,414 14,623
昭和44年度	2,981 ～ 3,152 7,961 ～ 7,966	平成18年度	14,415 ～ 14,622 14,624 ～ 14,931
昭和45年度	3,153 ～ 3,276	平成19年度	14,934 ～ 15,485
昭和46年度	3,277 ～ 3,387	平成20年度	15,486 ～ 16,025
昭和47年度	3,388 ～ 3,488 3,501 ～ 3,515	平成21年度	16,026 ～ 16,507
	7,967 ～ 7,986	平成22年度	16,508 ～ 17,021
昭和48年度	3,489 ～ 3,500 3,516 ～ 3,630	平成23年度	17,022 ～ 17,650
昭和49年度	3,631 ～ 3,751	平成24年度	17,651 ～ 18,163
昭和50年度	3,752 ～ 3,859	平成25年度	18,164 ～ 18,688
昭和51年度	3,860 ～ 3,972	平成26年度	18,689 ～ 19,140
昭和52年度	3,973 ～ 4,074 4,086 ～ 4,088	平成27年度	— ～ —
昭和53年度	4,075 ～ 4,085 4,089 ～ 4,175	平成28年度	19,141 ～ 19,681
昭和54年度	4,176 ～ 4,270	平成29年度	19,682 ～ 20,460
昭和55年度	4,271 ～ 4,392	平成30年度	20,461 ～ 20,928
昭和56年度	4,393 ～ 4,471	令和元年度	20,929 ～ 21,479
昭和57年度	4,472 ～ 4,598	令和 2年度	21,480 ～ 21,621
昭和58年度	4,599 ～ 4,651	令和 3年度	21,622 ～ 21,915
昭和59年度	4,652 ～ 4,761	令和 4年度	21,916 ～ 22,430
昭和60年度	4,762 ～ 4,810	令和 5年度	22,431 ～ 22,989
昭和61年度	4,811 ～ 5,063	令和 6年度	22,990 ～ 23,529
昭和62年度	5,064 ～ 5,883		

（注）太枠部分の指定年度の者は、令和8年度における研修受講対象者

なお、やむを得ない理由による有効期限の延長等により受講年度が変更している場合もありますのでお手元の指定医証の有効期限をご確認下さい。

各都道府県 精神保健福祉担当課一覧（令和8年5月時点）

都道府県名	所管部局・課室名	電話番号	郵便番号	所在地
北海道	保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課	011-204-5279	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目
青森県	健康医療福祉部 障がい福祉課	017-734-9307	030-8570	青森市長島1丁目1番1号
岩手県	保健福祉部 障がい保健福祉課	019-629-5450	020-8570	盛岡市内丸10番1号
宮城県	保健福祉部 精神保健推進室	022-211-2518	980-8570	仙台市青葉区本町3丁目8番1号
秋田県	健康福祉部 障害福祉課	018-860-1331	010-8570	秋田市山王4丁目1番1号
山形県	健康福祉部 障がい福祉課	023-630-2240	990-8570	山形市松波2丁目8番1号
福島県	保健福祉部 障がい福祉課	024-521-8204	960-8670	福島市杉妻町2番16号
茨城県	福祉部 障害福祉課	029-301-3368	310-8555	水戸市笠原町978番6
栃木県	保健福祉部 障害福祉課	028-623-3093	320-8501	宇都宮市塙田1丁目1番20号
群馬県	健康福祉部 福祉局 障害政策課精神保健室	027-226-2640	371-8570	前橋市大手町1丁目1番1号
埼玉県	保健医療部 疾病対策課	048-830-3565	330-9301	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
千葉県	精神保健福祉センター 救急情報課	043-307-5197	261-0024	千葉市美浜区豊砂6番地 1
東京都	福祉局障害者施策推進部精神保健医療課	03-5320-4462	163-8001	新宿区西新宿2丁目8番1号
神奈川県	健康医療局保健医療部がん・疾病対策	045-210-4727	231-8588	横浜市中区日本大通1番地
新潟県	福祉保健部 障害福祉課	025-280-5201	950-8570	新潟市中央区新光町4番地1
富山県	厚生部 健康対策室健康課	076-444-3223	930-8501	富山市新総曲輪1番7号
石川県	健康福祉部 障害保健福祉課	076-225-1427	920-8580	金沢市鞍月1丁目1番地
福井県	健康福祉部 障がい福祉課	0776-20-0634	910-8580	福井市大手3丁目17番1号
山梨県	福祉保健部 健康増進課	055-223-1495	400-8501	甲府市丸の内1丁目6番1号
長野県	健康福祉部疾病・感染症対策課	026-235-7109	380-8570	長野市大字南長野字幅下692番地の2
岐阜県	健康福祉部 保健医療課	058-272-8275	500-8570	岐阜市藪田南2丁目1番1号
静岡県	健康福祉部 障害者支援局 障害福祉課	054-221-3523	420-8601	静岡市葵区追手町9番6号
愛知県	保健医療局 健康医務部 医務課こころの健康推進室	052-954-6622	460-8501	名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
三重県	医療保健部 健康推進課 精神保健班	059-224-2273	514-8570	津市広明町13番地
滋賀県	健康医療福祉部 障害福祉課	077-528-3548	520-8577	大津市京町4丁目1番1号
京都府	健康福祉部 精神保健福祉総合センター医療福祉課	075-641-1815	612-8416	京都市伏見区竹田流池町120
大阪府	大阪府こころの健康総合センター 総務課	06-6691-2811	558-0056	大阪市住吉区万代東3丁目1-46
兵庫県	福祉部 障害福祉課	078-362-9498	650-8567	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
奈良県	福祉保健部 医療政策局 疾病対策課	0742-27-8683	630-8501	奈良市登大路町30番地
和歌山県	福祉保健部福祉保健政策局 こころの健康推進課	073-441-2644	640-8585	和歌山市小松原通1丁目1番地
鳥取県	福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課	0857-26-7862	680-8570	鳥取市東町1丁目220番地
島根県	健康福祉部 障がい福祉課	0852-22-5247	690-8501	松江市殿町1番地
岡山県	保健医療部 地域医療推進課	086-226-7330	700-8570	岡山市北区内山下2丁目4番6号
広島県	健康福祉局 疾病対策課	082-513-3069	730-8511	広島市中区基町10番52号
山口県	健康福祉部 健康増進課 精神・難病班	083-933-2944	753-8501	山口市滝町1番1号
徳島県	保健福祉部 健康寿命推進課	088-621-2222	770-8570	徳島市万代町1丁目1番地
香川県	健康福祉部 障害福祉課	087-832-3294	760-8570	高松市番町4丁目1番10号
愛媛県	保健福祉部 健康衛生局 健康増進課	089-912-2403	790-8570	松山市一番町4丁目4番地2
高知県	子ども・福祉政策部 障害保健支援課	088-823-9669	780-8570	高知市丸ノ内1丁目2番20号
福岡県	保健医療介護部 健康増進課 こころの健康づくり推進室	092-643-3265	812-8577	福岡市博多区東公園7番7号
佐賀県	健康福祉部 障害福祉課	0952-25-7064	840-8570	佐賀市城内1丁目1番59号
長崎県	福祉保健部 障害福祉課	095-895-2456	850-8570	長崎市尾上町3番1号
熊本県	健康福祉部 子ども・障がい福祉局 障がい者支援課	096-333-2234	862-8570	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
大分県	福祉保健部 障害福祉課	097-506-2727	870-8501	大分市大手町3丁目1番1号
宮崎県	福祉保健部 障がい福祉課	0985-32-4471	880-8501	宮崎市橘通東2丁目10番1号
鹿児島県	保健福祉部 障害福祉課	099-286-2754	890-8577	鹿児島市鴨池新町10番1号
沖縄県	保健医療介護部・地域保健課	098-866-2215	900-8570	那覇市泉崎1丁目2番2号

各政令指定都市 精神保健福祉担当課一覧（令和8年5月時点）

政令指定都市名	所管部（局）主管課	電話番号	郵便番号	所在地
札幌市	保健福祉局障がい保健福祉部 障がい福祉課	011-211-2936	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目
仙台市	健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課	022-214-8165	980-8671	仙台市青葉区国分町3丁目7番1号
さいたま市	保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	048-829-1294	330-9588	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
千葉市	保健福祉局 高齢障害部 精神保健福祉課	043-238-9929	260-0025	千葉市中央区問屋町1-35番地 ポートサイドタワー11階
横浜市	健康福祉局 精神保健福祉課	045-662-3552	231-0005	横浜市中区本町二丁目22番地 京阪横浜ビル10階
川崎市	健康福祉局 障害保健福祉部 精神保健課	044-200-2683	210-8577	川崎市川崎区宮本町1番地
相模原市	健康福祉局 地域包括ケア推進部 精神保健福祉課	042-769-9813	252-5277	相模原市中央区富士見6丁目1番1号 ウェルネスさがみはらA館2階
新潟市	保健衛生部 こころの健康センター	025-232-5580	951-8133	新潟市中央区川岸町1丁目57番1号
静岡市	保健福祉長寿局 保健衛生医療部 保健所精神保健福祉課	054-249-3179	420-0846	静岡市葵区城東町24番1号
浜松市	健康福祉部 障害者政策課	053-457-2864	430-8652	浜松市中央区元城町103番地の2
名古屋市	健康福祉局 健康部 健康増進課	052-291-4764	460-8508	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
京都市	保健福祉局こころの健康増進センター	075-314-0355	604-8845	京都市中京区壬生東高田町1番地の20
大阪市	こころの健康センター	06-6922-8520	534-0027	大阪市都島区中野町5丁目15番21号 都島センタービル3階
堺市	健康福祉局 健康部 精神保健課	072-228-7062	590-0078	堺市堺区南瓦町3番1号
神戸市	健康局 保健所 保健課 精神保健福祉担当	078-322-5271	650-8570	神戸市中央区加納町6丁目5番1号
岡山市	保健福祉局 健康衛生部 保健管理課	086-803-1251	700-8546	岡山市北区鹿田町1丁目1番1号 保健福祉会館7階
広島市	健康福祉局 障害福祉部 精神保健福祉課	082-504-2228	730-8586	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
北九州市	保健福祉局 障害福祉部 精神保健・地域移行推進課	093-582-2839	803-8501	北九州市小倉北区内1番1号
福岡市	保健医療局 保健所精神保健・難病対策部 精神保健・難病対策課	092-791-7215	810-0073	福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号 あいれふ6階
熊本市	こころの健康センター	096-361-2293	862-0971	熊本市中央区大江5丁目1番1号 ウェルパルクまもと3階